

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第4回・第5回）における主な意見概要（案）

平成26年10月16日

1. 汎用ロッカー型サービスに関する意見

(1) 利用行為主体について

行為主体は利用者であるとする見解

- 一般的なユーザーアップロード型のロッカー型クラウドサービスについては、私的使用目的の範囲内と整理されると考えている。
- 事業者の行為主体性が認められるのは、①コンテンツを事業者が提供している ②機器を利用者が操作することにより自動的にコンテンツの複製が行われる ③複製に供する機器を事業者が提供している という3つの要件を満たした場合。これを汎用ロッカー型に当てはめると、①の要件が満たされないため、汎用ロッカー型の行為主体は利用者と解すべきである。
- サーバーは普及して当たり前の技術になっており、普通の道具としてみるべきであり、純粋なロッカー型サービスの主体は利用者であると解すべき。ロクラクⅡ事件判決の結論は、当該ケースについての主体の認定を行ったものであり、汎用ロッカー型サービスの行為主体の判断には影響がないと解すべき。

行為主体は事業者であるとする見解

- 汎用ロッカー型サービスは、事業者が営利活動として利用者に複製の場を提供しているサービスであるという点に着目すれば、このようなサービスを私的使用目的の複製の範囲内と整理することには反対。

(2) 法第30条第1項本文該当性について

- 法第30条の立法趣旨は、閉鎖的な範囲内の零細な利用を許容するものであって外部の者を介入させる複製を認めないこととされている。そうであるならば、外部の者が介入するクラウドサービスは、仮に行為主体が利用者であったとしても、同条第1項本文に該当しないと考えるべきではないか。
- 法第30条第1項本文は、著作者の権利と私的行動の自由のバランスへの配慮から、行為主体を使用者自身に限定し、その事実認定によって適法性を判断することとしている。そのため、主体が利用者と認定されるのであれば私的使用目的の複製の範囲内と整理することに特に異論はないのではないか。

(3) (汎用ロッカー型クラウドサービスにおける) サーバーの公衆用設置自動複製機器 (法第30条第1項第1号) 該当性について

該当しないとする見解

(現行法の解釈上、該当しないとする見解)

- 条文の解釈においては、文言だけでなく立法趣旨や立法経緯も踏まえるべき。公衆用設置自動複製機器は、貸しレコード店などが問題となったときに立法されたもので、立法時には高速ダビング機器のようなものが想定されていた。それは「設置されている」という文言にも表されている。サーバーをインターネット上に「設置」するなどという表現は通常用いられない。このようなことを考えると、クラウド上のサーバーは公衆用設置自動複製機器に該当しないと考えるべき。
- (クラウド上のサーバーは法第2条第1項第9号の5の自動公衆送信装置には該当するものの、)自動公衆送信装置は公衆に送信するという機能自体が装置に対して定義されているのに対し、法第30条第1項第1号の公衆用設置自動複製機器は、複製の機能の単位で見ればよいので、差をつけて考えることは条文上も許容されるべき。
- 仮にクラウド上のサーバーが公衆用設置自動複製機器に文言上該当すると解すると、クラウド上のサーバー以外にも、立法当初想定していた高速ダビング機等以外の様々な機器が該当することになってしまい、これら全てを除外することは困難。このような事情を考えれば、クラウド上のサーバーは公衆用設置自動複製機器には該当しないと解するべきではないか。

(条文上該当しない旨を明確にすることが適切とする見解)

- クラウド上のサーバーは公衆用設置自動複製機器に該当しないと解される。ただし、該当性の有無に疑義があるのであれば、条文上明確にすることも意義があるのではないか。
- クラウド上のサーバーは全体として公衆に提供されているので、公衆用設置自動複製機器に該当すると解釈される可能性はある。クラウド上のサーバーを用いた著作物の複製を適法にするためには、法改正をすることが適切ではないか。

該当するとの見解

- 公衆用設置自動複製機器を用いた複製について権利者の許諾が必要とされているのは、第三者の関与と当該第三者が利益を享受しているという観点が重視されているのではないか。だとすれば、クラウド上のサーバーも同様の観点から、公衆用設置自動複製機器に当たらないという整理でいいかは疑問である。
- 公衆用設置自動複製機器を用いた私的使用目的の複製を権利制限の対象としないこととした趣旨は、立法当時、高速ダビング機器等が、業者がコピーする代わりにユーザーにさせるといった一種の法律回避のために利用されてい

たため、それを規制するというものであった。これに対し、クラウド上のサーバーで行われる複製は、家庭内にあるハードディスクの延長線上にあるものであると考えれば、家庭内での複製とある程度等価ととらえることができるため、高速ダビング機器の場合とは事情が異なるのではないか。

- 法第30条第1項第1号の趣旨は、他人の関与があればどんな複製でも禁止しているというものではない。現代社会の技術に照らせば、他人の関与が全くない複製などほぼあり得ない。同号の該当性は、技術の発展に伴い個人が行う複製に対する社会的承認がどんどん拡大していく過程の中で判断されるということを確認すべき。
- 公衆用設置自動複製機器へのクラウド上のサーバーの該当性の議論をするのであれば、法第30条第1項自体がクラウドがなかった時代に制定されたものであることを踏まえて、同項全体として該当性を議論をすべきではないか。
- 法第30条第1項第1号へのサーバーの該当性を考える際は同号の創設時の立法趣旨を考慮すればよいのに対し、第1項全体への該当性を判断する際には、同項各号も含めた全体で制度趣旨等を考える必要がある。例えば同項第3号はクラウド上のサーバーを介した複製も想定して創設されたのだから、こうした複製は同条第1項の対象となると考えるべき。

(4) 英国等のように汎用ロッカー型サービスに特化した法改正を行うことの要否について

- 汎用ロッカー型クラウドサービスについて行われる複製は明らかに私的使用目的の複製の範囲内であると解されるため、この部分を限定的に立法する必要はない。
- コアな部分だけではなくて、タイムシフト、スペースシフト、デバイスシフト、フォーマット変換等の付加価値も含めて、(ユーザーが利用行為主体となるものとして、) 30条で明確にするのであればよいのではないか。
- そもそも行為主体の認定は事実認定の問題であるため、これを立法の対象とすることは困難ではないか。
- 汎用ロッカー型クラウドサービスについて限定的な法改正を行っても、反対解釈により他のサービスの適法性が不明確になる。法改正を行うのであれば、柔軟性のある規定を創設すべきである。

(5) 権利者への適切な対価の還元について

- 汎用ロッカー型について、私的使用目的の複製の範囲内と整理した場合には、私的録音録画補償金制度に相当するような制度など、クリエイターへの対価の還元についても論点となるのではないか。
- まずは汎用ロッカー型が私的使用目的の範囲内と整理しうるかを決めることが先であり、権利者への対価の還元については今後の議論とするべきではないか。

2. 汎用ロッカー型以外のロッカー型クラウドサービスに関する意見¹

(1) 利用行為主体について

行為主体の切り分けは困難であるとする見解

- 複製の主体について、複製の対象、複製の方法、複製への関与の程度、といったいろいろな事情を総合的に考慮して判断するというのが最高裁の立場であり、ロッカー型クラウドサービスについてもその適法性を明確に切り分けることは難しい。
- ロッカー型クラウドサービスについて、少なくともこれは利用行為主体が個人であるから適法という「ボトムライン」はともかく、「上限」をどこまでとするかを決めるのは困難。世の中の商取引を見ても、法律の適用関係が不明な部分は残るものである。
- 今後、技術がどう進歩していくか分からない状況の中では、ロッカー型クラウドサービスについて明文の規定を置くことはかえっていろいろな弊害を生み出しかねない。

行為主体は基本的に利用者であるとの見解

- タイプ2については、汎用ロッカー型であれ他の型であれ、基本的には利用者が行為主体であると解するべきではないか。

¹ 本小委員会(第6回)資料1に整理した意見についてはここでは適宜省略している。

(2) 汎用ロッカー型以外のロッカー型クラウドサービスに対する対応について

訴訟による個別的解決を図ればよいとする見解

- 将来様々なクラウドサービスが登場することになると思うが、仮に特定のサービスについて主体の認定に争いが生じる場合には、訴訟によって個別具体的に解決を図ればよい。

契約による解決が現実的であるとする見解

- 行為主体の切り分けが困難ということであれば、コンテンツに対する関与又はコンテンツを提供する場に関与している事業者が、権利者と何らかのライセンス契約を締結することで広く適法性を確保するという方策の方が解決策として現実的ではないか。
 - 契約処理スキームによる場合、契約を望まない権利者や団体に属さない権利者についてどのように考えるべきかという問題があるのではないか。

訴訟によるか契約によるかは事業者が判断すべきとする見解

- 法律でカバーできない部分について、訴訟による解決を図るのか、リスクヘッジのために契約を締結するのかは、事業者において判断されるべき。

柔軟性のある規定を創設するべきとする見解

- クラウドサービスについては、(ロッカー型クラウドサービスだけでなく)様々な発展的なサービスがあるのであり、これに対応するためには柔軟性のある規定を創設することが必要である。

(以 上)